

課題解決に向けた事例紹介

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和5年8月

目次

- Q1 意向調査が計画通りに進んでいない。管内の対象森林全てについて、面的に意向調査を行わなければならないのか？
- Q2 「委託希望」の森林について、市町村が委託を受けるべきかどうか、判断ができない。どのように判断すれば良いのか？
- Q3 意向調査の結果、想定した以上に「委託希望」の回答があった。全て集積計画を策定しなければならないのか？
- Q4 集積計画を策定しようとしているが、関係権利者全員からの同意取得が負担になっている。効率的な同意取得の方法はないか？

Q1 意向調査が計画通りに進んでいない。管内の対象森林全てについて、面的に意向調査を行わなければならないのか？

- 意向調査の実施にあたっては、面的に行うのみならず、地域の実情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、ニーズが高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢。

1. 面的に意向調査を実施

<例1> 旧市町村単位で毎年均等に意向調査を進める

→管内の森林をブロック分けし、それぞれの市町村の実情に応じた優先順位(地籍調査実施済みの森林から行う、高齢化率の高い集落から行う、自治会の反応が良い地区から行う等)を設定し、順番に意向調査を実施。

→市町村管理とするか、再委託のプロセスに進めるかは、意向調査の結果を踏まえて、(2)の方針や民間事業者の要望を踏まえて、個別に判断。

2. 地域のニーズが高い箇所を対象にピンポイントで意向調査を実施

<例2> 地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林を優先

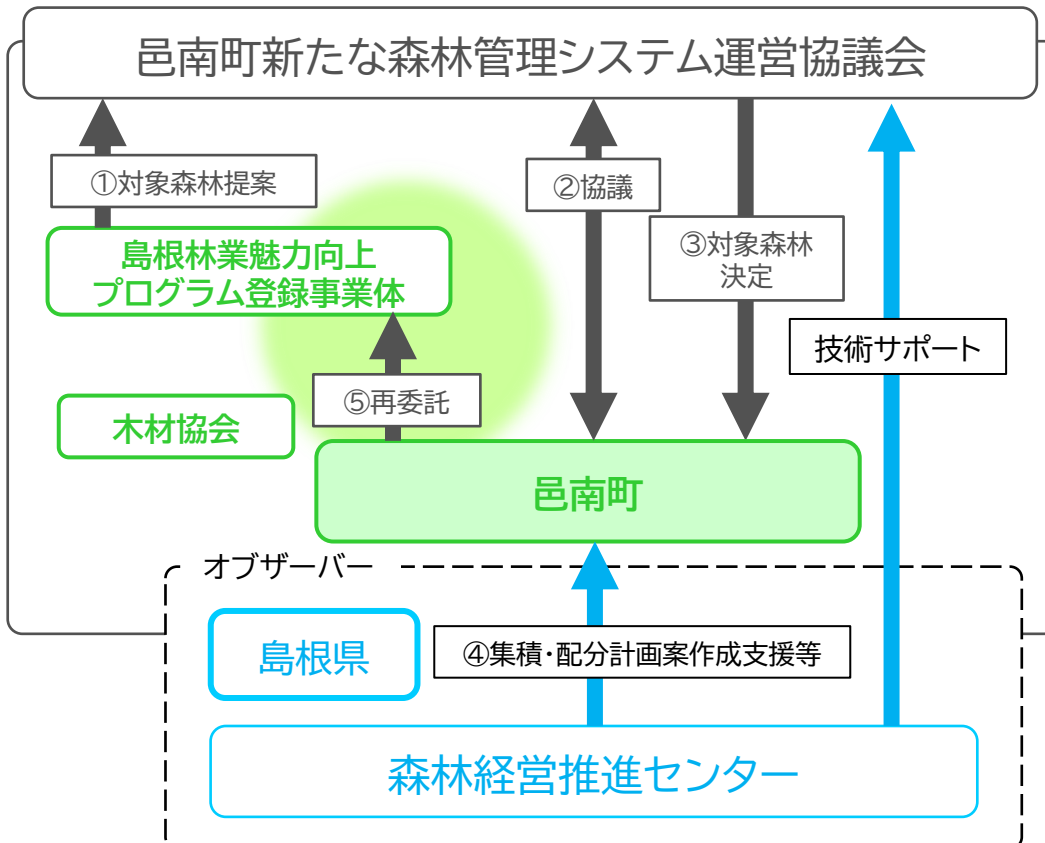
→林業経営者への再委託を念頭に、地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林(例えば、当該事業者による既存の森林経営計画対象森林の周辺など)を優先して、意向調査を実施。

<例3> 防災等の観点から、住民からの森林整備の要望が高い森林を優先

→市町村による公的管理を念頭に、集落やインフラ周辺の森林を優先して、意向調査を実施。

①島根県邑南町 | 事業者の提案を踏まえた対象森林の決定

- 邑南町は、町、木材協会、県登録事業者を構成員とする「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。県及び森林経営管理推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 森林経営管理制度は事業者への再委託を念頭に運用。対象地は、事業者からの提案を受けて、協議会で決定。選定に際しては、①地籍調査済み、②人工林率70%以上、③路網整備が可能、④配分計画の策定が見込めるなどの点を評価。
- 事業者だけでは整備できなかった小規模・多人数所有森林に制度を活用することで、未整備森林の解消を目指す。



森林経営管理制度の運用

- 事業者への再委託を念頭に置く(R3年度末時点で、集積計画が策定された森林の全てで配分計画を作成)
- 団地として森林経営ができない場合は、森林組合等に引き継いで間伐等必要な森林整備を実施(※市町村事業は未実施)
- 意向調査の結果、自己管理を希望した所有者にも、路網の作設など、施業集約化に協力を依頼
- これまで林業事業者が取り組んでこなかった小規模分散所有・多人数所有の森林を制度の対象として、町が森林を集積することで、未整備森林を解消

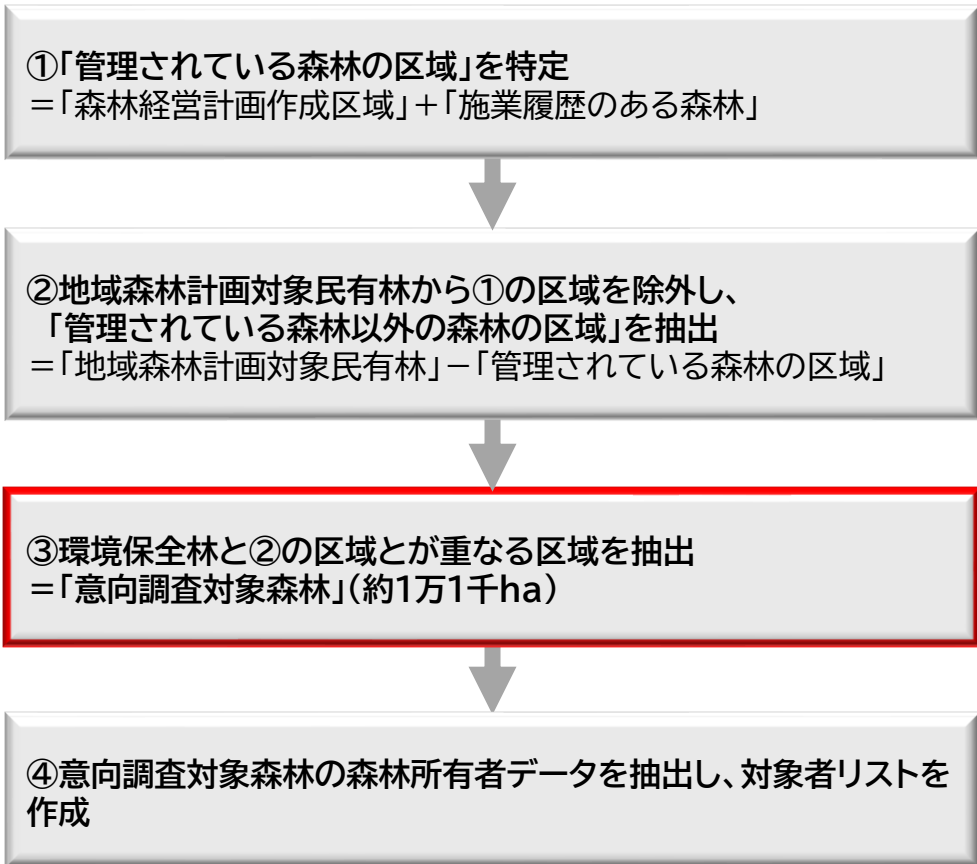
対象箇所選定の評価ポイント

- ①地籍調査実施済みで境界が明確である
- ②人工林率が高い(70%以上)
- ③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能である
- ④配分計画の策定まで見込める

②岐阜県郡上市 | 森林整備計画のゾーニングを踏まえた対象森林の選定

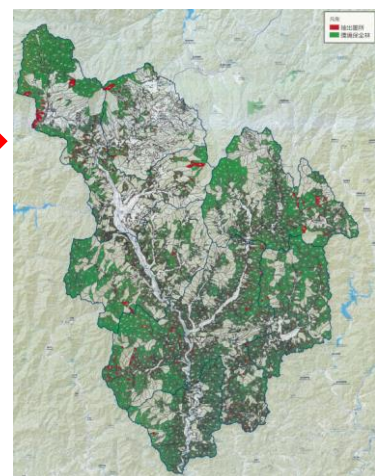
- 郡上市では、市森林整備計画のゾーニングにおいて、「環境保全林」となっている森林のうち、森林経営計画が作成されておらず、施業履歴がない森林(約1.1万ha)を意向調査の対象として選定。
- このうち、災害防止の観点から、当面の間は山地災害リスクが高く、民家周辺に所在する森林(約1千ha)から優先的に意向調査を進めていく方針。

【意向調査対象区域の抽出フロー】



【ゾーニングの概要】

- 郡上市の森林面積 92,844ha
 - うち民有林面積 90,496ha(森林計画対象内民有林)
 - うち人工林面積 50,203ha(人工林率 55.4%)
- 森林の将来目標区分(ゾーニング)
 - 環境保全林 55,641ha 木材生産林 34,855ha
 - うち未整備人工林(公有林、公社等の分収林を除く私有林)
 - 環境保全林 約1万1千ha 木材生産林 約8千ha
- <「環境保全林」の条件>
 - ・路網から300m以上
 - ・傾斜30度以上 等



- <凡例>
- 意向調査を優先する森林(約1千ha)
 - 環境保全林

- 抽出した森林のうち、
- 砂防指定地
 - 山地災害危険地区
 - 保安林への指定状況
 - 過去に山地災害が発生した箇所
- 等に基づいて点数化、優先順位を決定

③岐阜県恵那市 | 災害防止を重視した意向調査の優先順位付け

- 恵那市では、木材価格の低迷や所有者の高齢化により、手入れの行き届いていない森林が増え、土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、主に災害防止の観点で森林経営管理制度を運用。
- 令和元年度に、森林整備の進め方(意向調査の対象森林や優先順位)を検討するため、林業の専門家による組織として、「恵那市森林整備検討委員会」を設立し、意向調査対象森林とモデル地区の選定について検討。
- 当面は、市による切捨間伐を主体的に進めつつ、将来的には針広混交林化を目指す方針。

●意向調査の対象森林

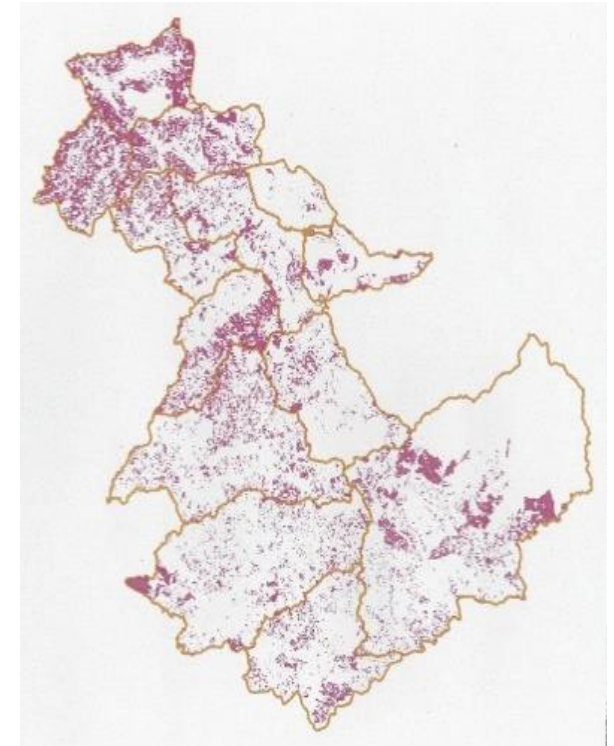
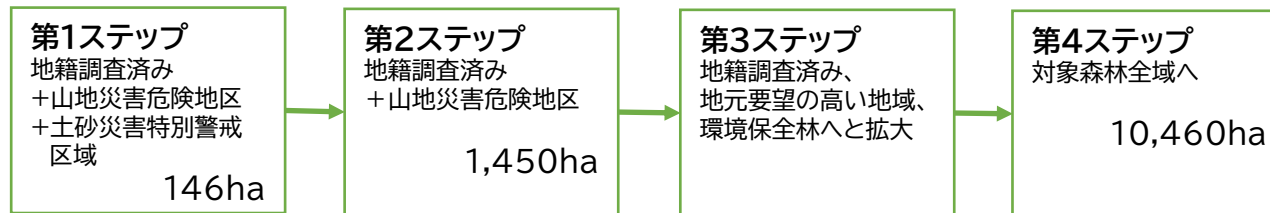
市の取組方針に基づき、未整備森林の解消を目的として、①森林経営計画が未作成の森林であり、なおかつ、②施業履歴のない森林(過去10年間)、約1万haを対象とすることに決定。

●優先順位の基準(全6項目)

- ①人工林である
- ②森林の手入れが遅れている(10年以上施業なし)
- ③山地災害危険地区、土砂災害特別警戒区域に指定されている
- ④地籍調査実施済みであり、境界が明確化されている森林
- ⑤環境保全林など森林経営計画が作成できない森林
- ⑥地域の要望により、まとまりがあり集約が可能な森林

●意向調査の取組順位

災害防止の観点を重視し、意向調査の対象森林について、以下の4段階に分けて順次取り組みを展開。



<意向調査対象森林>
「恵那市林地台帳システム」より

Q2 「委託希望」の森林について、市町村が委託を受けるべきかどうか、判断ができない。どのように判断すれば良いのか？

- まずは、対象となる森林について、林業経営の適否を判断する必要。林業経営の適否の判断に当たっては、効率的かつ安定的な経営管理が行わうことが出来るかがポイントであるため、例えば、林道からの距離(300m以上or未満)や土地の傾斜(30°以上or未満)などを適用。
- このほか、人工林の面的まとまりや森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離、民間事業者からの経営管理実施権の設定の要望の有無、木材の供給先となる原木市場や製材工場等との距離(50km圏内or圏外)等から判断基準を設定。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

- また、市町村が委託を受けるべきかどうかの判断基準として、「集積計画の策定要件」を設定しておくことが有効。例えば、面積規模(1ha以上or未満)や森林経営計画の作成可否、森林所有者の確定状況、境界把握の有無、事業優先度(緊急に施業が必要な森林等)、民間事業者の施業要望の有無などから基準として設定。
- なお、再委託が可能かどうか(配分計画の策定可否)については、意向調査の実施前(又は実施後)に、民間事業者と意見交換することが特に重要(企画提案がなかった場合に備え、市町村管理を行う可能性も考慮)。

①新潟県村上市 | 林業経営の適否の判断基準として客観的指標を設定

- 村上市は、「村上市森づくり基本計画」において、森林経営管理制度の対象とする森林の考え方や林業経営の適否の判断基準を整理。林業経営の適否の判断は、①傾斜(25度以上)、②林地生産力(5 m³/ha・年未満)、③基幹路網からの距離(300m以上)の基準をもとに整理。
- 意向調査の結果、「市に委託希望」があった森林のうち、林業経営に適さない森林については、現地調査を実施したのち、集積計画を作成。「市に委託希望」があった森林のうち、林業経営に適する森林については、回答がまとまった段階で、森林所有者に説明の上、林業事業体に情報提供。

林業経営に適した人工林と林業経営に適さない人工林の区分

項目	林業経営に適した森林			林業経営に適さない森林		
	重点地域	重点地域以外				
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満	35度以上		
地利	地利1、2		地利3以上	地利1	地利2以上	—
地位	地位1、2	地位3以上	—	—	—	—
面積(ha)	4,130	4,117	513	3,437	1,866	4,493
		8,067			6,359	

※1:地位とは、林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。

※2:地利とは、木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1(500m未満)、地利2(500~1,000m未満)、地利(1,000~2,000m 未満)、地利4(2,000~3,000m未満)、地利5(3,000m以上)。

②和歌山県紀美野町 | 地域の実情に応じた判断基準の設定

- 紀美野町は、令和4年2月に「紀美野町森林経営管理制度実施方針」を策定。同方針では、森林整備の基本的な考え方や意向調査の実施(対象森林、実施方法、スケジュール等)、意向調査後の森林の経営管理の方針などについて記載。
- 意向調査の対象森林を、「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」と「林業経営に適さない森林」に分類し、それぞれの該当する条件を整理。市町村による管理を念頭に集積計画を策定。

紀美野町森林経営管理制度実施方針(抜粋)

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(2)基本的な考え方

- ・(略)以上を踏まえ、和歌山県による森林ゾーニングを参照し、**経済林の重点エリアについては森林組合等による集約的な森林施業を促す**とともに、その他経済林や環境林(人工林に限る)について森林経営管理制度を通じて、所有者の意向を確認する。これらの森林については、**紀美野町森林整備促進事業補助金**(以下、「補助金」という。)または、**市町村森林経営管理事業の2本柱で森林整備を進める**こととする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

(1)基本的な考え方

- ・(略)しかしながら、林業従事者の減少や木材価格の低下により「林業経営に適した森林」であっても、3(1)に規定する放置林となる恐れがある森林については、「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」として整備を行い、法趣旨である林業の持続的発展に資することとする。
- ・また「林業経営に適さない森林」については、木材の販売利益等が見込めず、所有者の整備意欲の低下があり、放置林となる傾向が高いことから、市町村森林経営管理事業を行うことにより、法趣旨である森林の有する多面的機能の発揮に資することとする。

(2)「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」

- ・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件及び経営管理の状況、地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。
 - ア 林分の成立本数が紀美野町森林整備計画に定める「密」の状態であり、劣勢木、形質不良木を保育間伐により整備することで、森林の経済的付加価値が向上することが見込まれる森林
 - イ 森林経営計画の策定が期待できる森林

(3)「林業経営に適さない森林」

- ・「林業経営に適さない森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件、経営管理の状況及び地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。
 - ア 林道等木材運搬が可能な道から500m以上離れた森林
 - イ 社会インフラ(主要幹線道路・電気・水道等)と隣接、接続しており、林業経営を行うことで社会への影響を及ぼす恐れのある森林
 - ウ 水源地や急傾斜等の条件により、森林作業道の開設が困難な森林
 - エ 森林面積が小さい森林(0.1ha未満)

(4)紀美野町が森林経営管理権集積計画を作成する森林

- ・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」及び「林業経営に適さない森林」のうち、紀美野町が経営管理権集積計画を定める森林は、広大な紀美野町における民有林で、法の目的を効率的に達成し、かつ効果的に達成するため、**次のいずれかに該当する森林**とする。
 - ア 森林の面積が1ha以上であること。
 - イ 同一所有者の森林において隣接・連続等を含めた一体的なまとまりが1ha以上あること(概ね50mの範囲内で、尾根や谷、河川等の分断がない状況等を指す)。
 - ウ 当方針に基づき、紀美野町が定めた経営管理権集積計画の内容に対し、森林所有者が同意できること。
 - エ 町長が特に必要であると認める森林であること。

(6)その他

- ・**経営管理権を設置したのち、経営管理実施権は設定しない。**
- ・経営管理権の存続期間は、5年間を標準とし、保育間伐及び森林の保護等の一部又は全部を実施する。

③和歌山県有田川町 | 集積計画策定地の選定要件を独自に設定

- 有田川町では、意向調査の実施に当たって、森林整備が必要な森林に限定せず、私有林人工林であり、森林経営計画が作成されていない森林について、幅広く森林所有者の意向を確認。
- 令和元年度に、施業集約化の可能性や災害リスクを考慮した「集積計画策定方針」を策定。同方針に基づき、集積計画策定の優先順位を検討。検討に当たっては、町・森林組合で図上検討し、最終的な集積計画の策定可否を判断。

- 町内を旧町単位で3つに分け、人工林率が19%のエリアは、森林経営計画の作成が困難なため、市町村森林経営管理事業を念頭に集積計画の策定を検討。
- 人工林率が53%と86%の2つのエリアは、森林経営計画の作成をイメージして候補地を選定。既存の森林経営計画がある場合は、面的なまとまりを意識して集積計画の策定を検討。配分計画が期待できるところは公募を実施。
- 年間の事務量や予算等を考慮すると、委託希望の回答があった森林の全てを受託するのは困難であり、優先順位を付けながら集積計画を策定する必要があったため、計画作成の基準となる「集積計画策定方針」を作成。

有田川町森林経営管理権集積計画策定方針(抜粋)

■ 集積計画策定地の選定要件

以下の要件のいずれかに該当する山林を集積計画策定地として選定する。

- ① 経営計画策定が期待できる山林
- ② 既存の経営計画と一体的な施業が期待できる山林
- ③ 和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林
- ④ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性がある山林
- ⑤ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林
- ⑥ 緊急に施業が必要とされる山林
- ⑦ 概ね3ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林
- ⑧ 町長が特に認める山林

■ 集積計画の基本条件

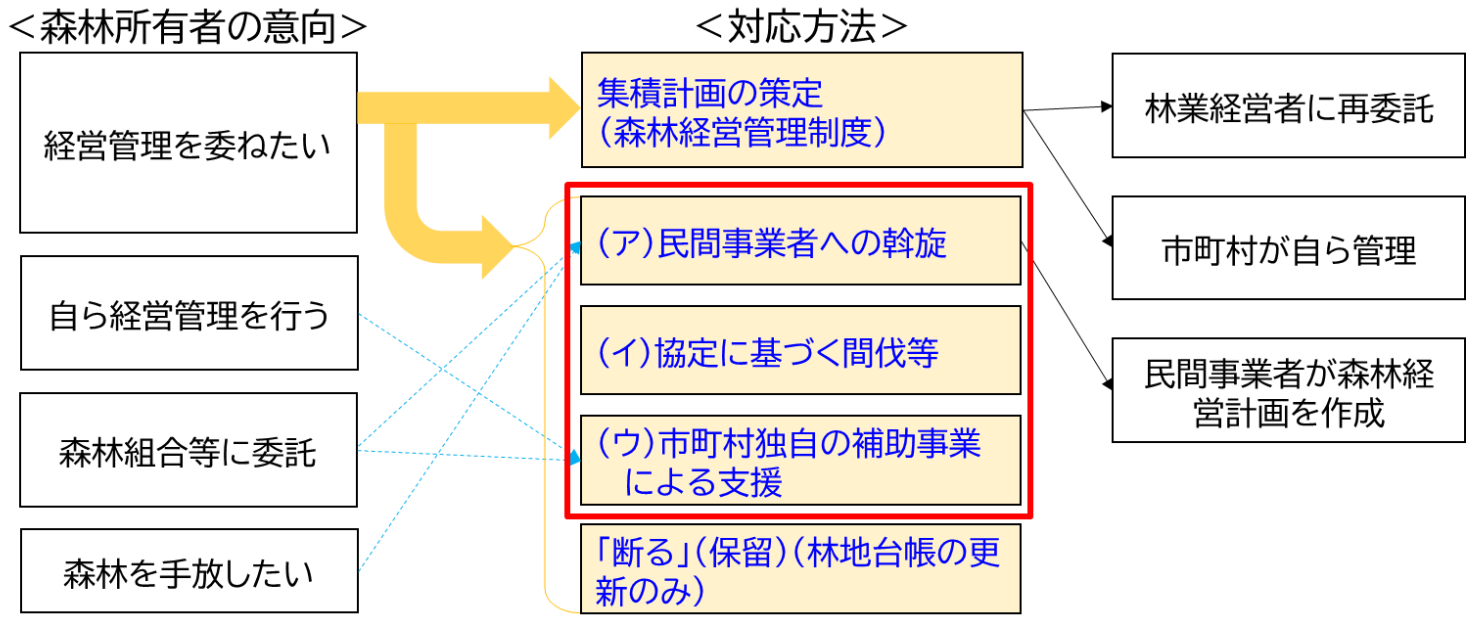
集積計画の基本条件については、別添様式(経営管理権集積計画)の内容とする。存続期間は10年(施業で主伐を含む場合は15年)を基本とする。基本条件をもとに状況に応じて存続期間・内容を変更することができる。

■ 集積計画策定山林の経営管理の実施方法

- ・自然条件が良く経済的に成り立つと見込まれる山林(主として選定要件①②に該当する山林)は、民間事業者を経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画策定を検討する。
- ・自然条件が悪く今後も経済的に成り立たない森林においては、森林環境譲与税を活用して市町村森林経営管理事業(間伐等)を実施する。

Q3 意向調査の結果、想定した以上に「委託希望」の回答があった。全て集積計画を策定しなければならないのか？

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、必ずしも、市町村に森林を集積(集積計画を策定)する必要はない。
- (ア)民間事業者への斡旋、(イ)協定に基づく間伐、(ウ)市町村独自の補助事業などにより、何らかの施業の実施につなげることができれば、森林所有者の意向に、一定程度応えることが可能。



※ 「断る」ことも選択肢の一つですが、そのためには、市町村としての方針を明確にしておく必要があります。

(ア)民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

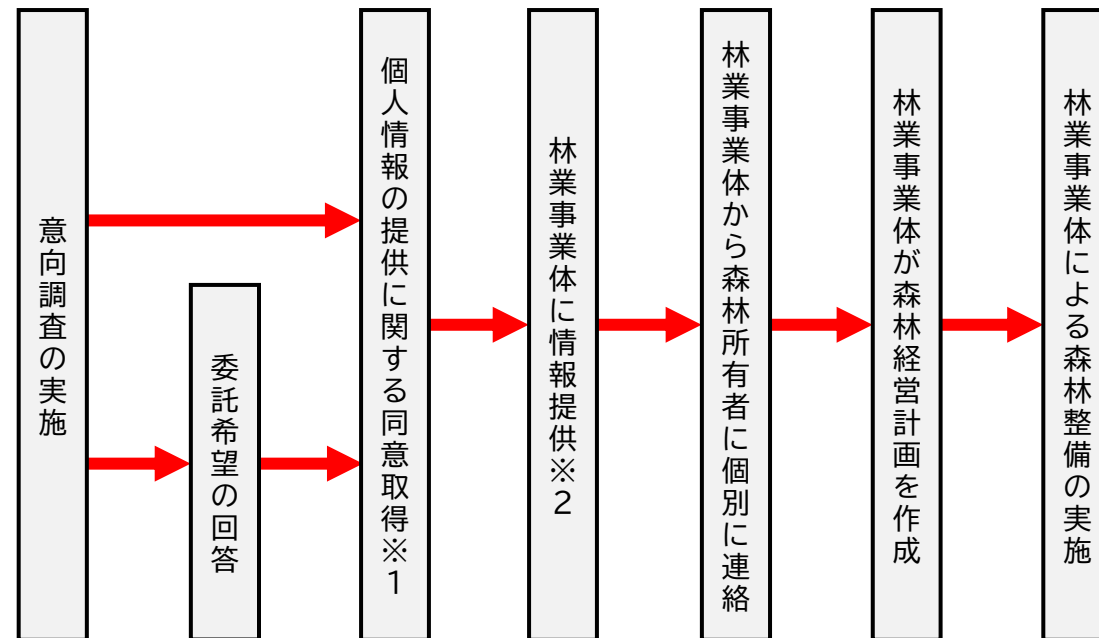
① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供に当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
 - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
 - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
 - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
 - ・管内で森林整備の実績がある者、
 - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

【想定される取組フロー】



※1: 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。

※2: 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報(氏名、住所、連絡先)、意向調査の回答結果などが想定される。

南予森林管理推進センター | 情報に基づく経営管理方式の確立

- 愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町・南予森林組合等は、令和元年12月に、森林経営管理制度を推進していくため、「(一社)南予森林管理推進センター」を共同で設立。
- 同センターでは、集積計画の作成を進めるとともに、集積計画によらず、**直接、森林整備に繋げる取組(通称:IMM(Informed Management Method)【情報に基づく経営管理方式】)**を推進することで、森林経営計画の作成増につなげる見込み。

① 意向調査の実施

- 意向調査票で、回答内容(氏名、住所、連絡先、回答結果など)を**林業事業体に提供しても良いか確認する項目を設け、事前に同意を取得。**
- その際、「森林経営管理事業の実施の有無に関わらず、**民間の林業事業体等に回答内容を開示・提供する場合がある**」旨を明記、説明。

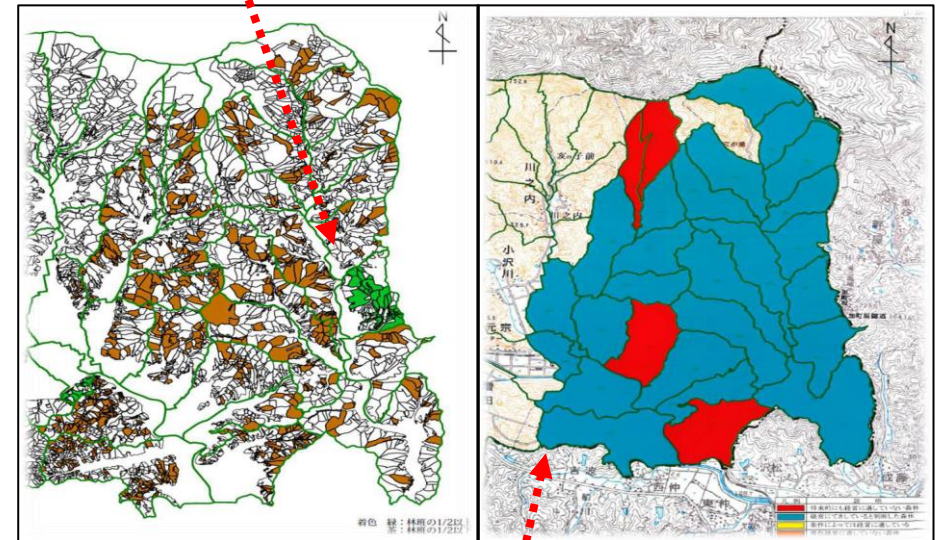
② 事業体への情報提供、意向確認

- 情報提供の**同意が得られた森林を図面上で着色**。その際、同意が得られた森林の面積が林班の1/2以上か以下かで色分け(図1)。
- 情報提供は、**図面のみを提供**。森林所有者の氏名、住所などは伏せた上で、**林班単位で林業事業体の施業の意向や判断理由を確認**。
- 施業の意向については、予定でも良いこととし、**積極的な施業の意向を確認**。

③ 市町への報告

- 各事業体の情報を**森林組合が一覧表にとりまとめ、図面(図2)とともに、市町に報告**。
- 施業意向を示した林業事業体にのみ、**森林所有者の個人情報を提供する想定**。

緑:林班の1/2以上
茶:林班の1/2以下



<図1 色分け図>

<図2 事業体の意向>

赤:将来的にも経営に適していない森林
青:経営に適していると判断した森林

(イ)市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定(又は民間事業者も加わった3者協定)を締結し、市町村の負担による間伐等を実施(※財源には森林環境譲与税も活用)。

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者(林業事業者)に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
 - ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
 - ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
 - ③都道府県提供資料などを参照にして対応。

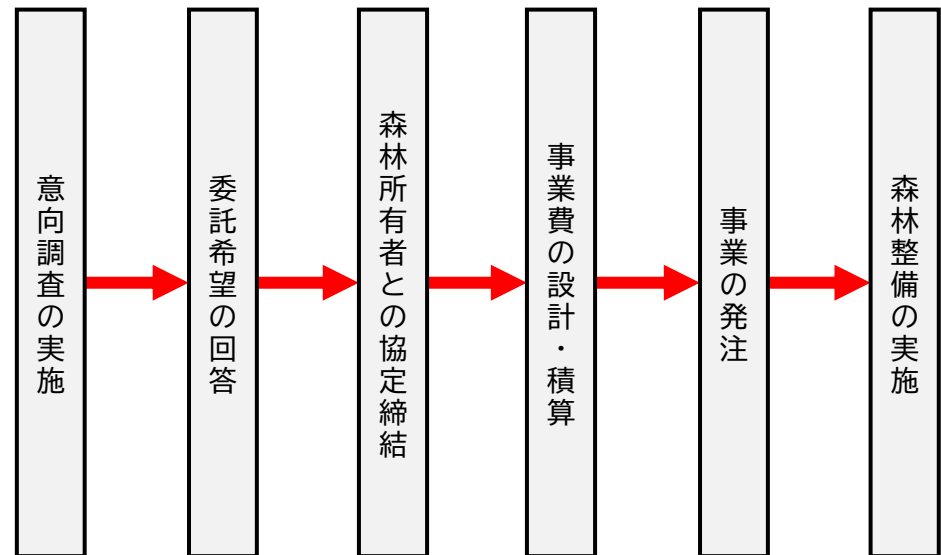
協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容(整備の内容)
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務(10年間の非皆伐等)
- ✓ 損害賠償(自然災害等)
- ✓ 協定の承継(所有権の移転等)
- ✓ その他事項(甲乙協議)

【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

【想定される取組フロー(市町村が事業発注する場合)】

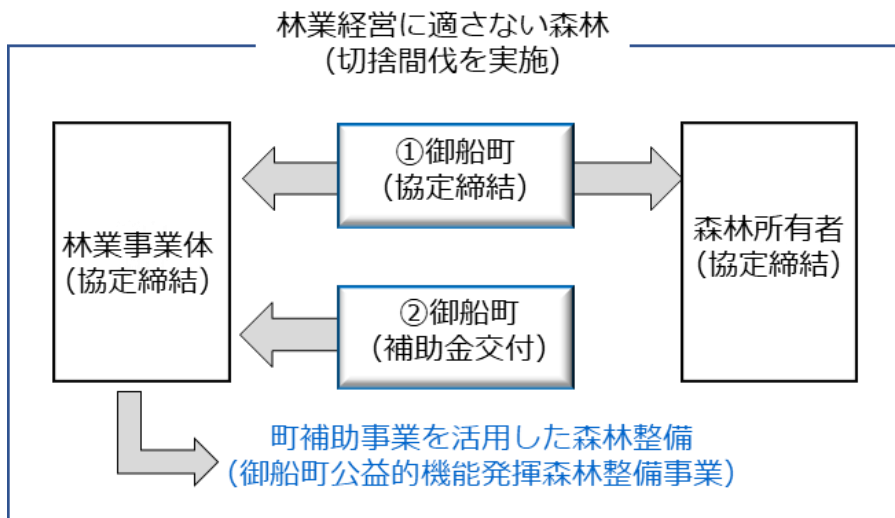


①熊本県御船町 | 協定による森林整備と補助事業創設による支援

- 御船町では、早期に森林整備を進めることが重要であるとの考えの下、集積計画ではなく、森林所有者、林業事業体との三者協定を締結することにより、森林整備を進める方針。
- 「委託希望」の森林のうち、林業経営に適さないと判断した森林については、協定を締結。
- 林業事業体が協定に基づき間伐を実施し、町が事業体に補助金を交付。補助金形式とすることで、町による設計や入札等の事務負担を軽減。

【取組の流れ】

- ① 町が委託希望の森林の境界明確化と林地確認を実施(森林所有者は、原則、現地立会が必要)。
- ② 林業経営に適さないと判断した森林について、町・森林所有者・林業経営体の3者で協定を締結(森林所有者は地元の代表者一人でも可としている)。
- ③ 林業経営体が協定に基づき間伐を実施し、町が補助金を交付。



御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書(抜粋)

甲(御船町)と乙(森林所有者)及び丙(林業経営体)とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第3条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

(整備の内容)

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として30パーセント程度の間伐を実施する。

2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

(費用の負担等)

第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てることができる。

2 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

(当事者の義務)

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(2)乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

(自然災害による損害)

第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

②三重県松阪市 | 集積計画と協定による森林整備の推進

- 松阪市では、森林経営管理制度の取組を円滑に進めるため、「松阪市森林経営管理制度推進計画」を作成。
- 意向調査に基づき、森林所有者自らが森林の管理を実行できない場合は、市が森林の経営管理の委託を受け、経営管理権集積計画を策定し、計画的に森林整備を実施。ただし、災害防止等の観点から早期に森林整備を行う必要のある森林については、市が森林所有者と事業者による三者協定を締結して、森林整備(間伐)を実施。

【取組の流れ】

- ① 松阪市森林整備計画において、「公益的機能を重視する森林」に区分された又は区分される予定の森林を対象とする。
- ② 上記の森林の中から、林業事業者の意見をもとに、市が早期に森林整備を行う必要があると判断した森林について、市・森林所有者・林業事業者の3者で協定を締結(森林所有者全員の同意を得ることとしており、相続未登記で遺産共有にある森林は対象外)。
- ③ 市が林業事業者に委託して間伐を実施。

松阪市森林経営管理制度推進計画(抜粋)

5 三者協定による森林整備(間伐)事業について

(1)現状と課題

森林所有者の高齢化や経営意欲の減退に起因する森林整備の遅れにより市内全域の森林の公益的機能の低下が懸念されており、機能回復の緊急性の高い森林については早期に間伐等の対策が必要である。

(2)対策

このため、森林経営管理制度に基づく意向調査により、**経営管理権集積計画を策定し、計画的に森林整備を進めるとともに、それ以外に早期に公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、市が森林所有者と事業者により、三者協定を締結して森林整備(間伐)を行う。**

(3)森林整備への貢献度等

三者協定により、森林整備(間伐)を毎年約150~200ha実施する。

松阪市森林整備事業に関する協定(抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、甲(松阪市)が森林の公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、松阪市森林整備事業を実施するにあたり、乙(森林所有者)及び丙(事業受託者)との合意の下、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、「松阪市森林整備事業に関する協定」と称する。

(期間及び区域)

第3条 **協定の期間は、甲が事業を完了する翌年度から起算して10年間とし、対象となる森林の区域は別紙に定める。**

(甲の責務)

第4条 **甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。**

(乙の責務)

第5条 乙は、協定森林のうち事業により整備された森林について、適切に維持管理することはもとより、**事業の完了する翌年度から起算して10年間は、皆伐を行わないものとする。**

(丙の責務)

第6条 **丙は、協定森林の森林整備を甲より受託して、定められた期間内に適切に実施するものとする。**

(市町による協定を順守するための処置)

第7条 甲は、第4条の森林整備及び第5条の維持管理について適切に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

(協定の継承)

第8条 乙は、協定に係る森林の権利を譲渡する場合は、事前に甲に連絡するとともに、**協定内容を買受人又は譲受人に継承させなければならない。**

(協定の変更又は廃止)

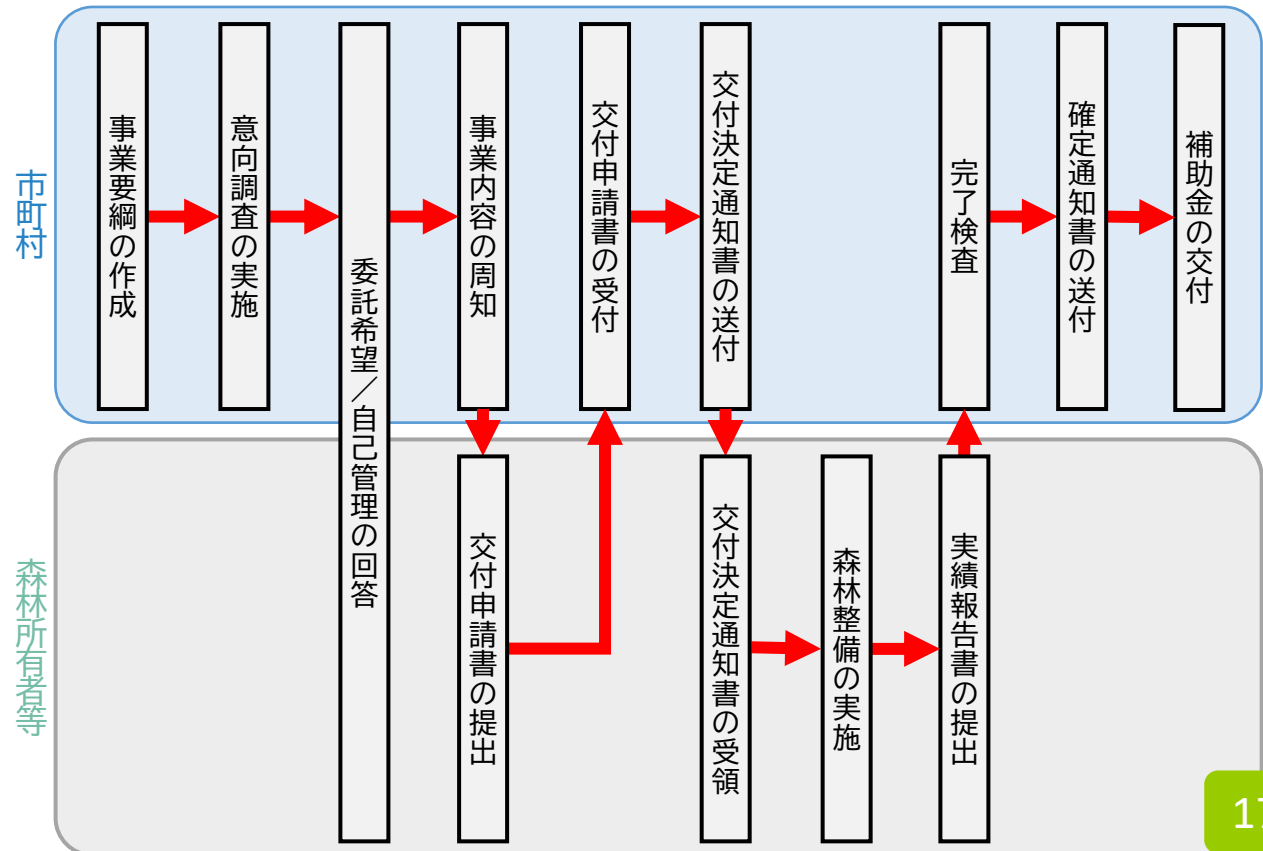
第9条 この協定の変更又は廃止は、甲乙丙の協議のうえ、これを行うものとする。

(ウ)市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業(例:切捨間伐 20 万円/ha 等)を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援(※財源には森林環境譲与税も活用)。

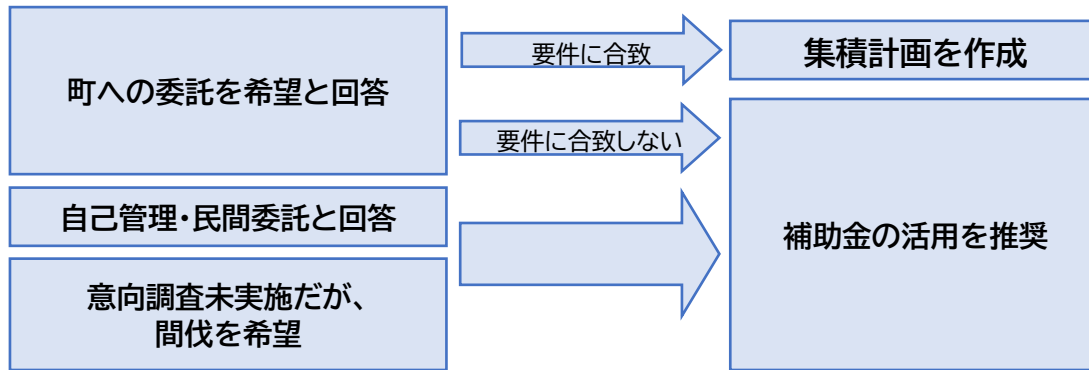
【想定される取組フロー】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場(地元説明会等)を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業(森林整備)の実績も管理。



①和歌山県有田川町 | 切捨間伐の実施に係る補助事業の創設

- 有田川町では、令和2年度に、森林環境譲与税を活用して、間伐への補助制度「有田川町切り捨て間伐支援事業補助金」(15万円/ha)を創設。
- 意向調査の結果、委託希望のあった森林のうち、**集積計画策定方針の要件に該当しなかった森林**や**自己管理・民間委託と回答した森林**の所有者に活用を促すとともに、町民に幅広く活用を呼び掛けている。



【補助事業の活用の考え方】

- 集積計画の策定要件に合致しないと判断した森林や自己管理・民間委託と回答のあった森林に対し、**集積計画を作成しない旨を通知する際、補助事業の内容や森林組合の連絡先を案内し、補助事業活用を推奨。**
- 事前に**森林組合に協力要請**し、チラシには森林組合の連絡先も記載。森林組合にとっても、疎遠な森林所有者とコミュニケーションをとるきっかけとなり、施業地の掘り起こしや組合員の新規勧誘にもつながる。

年度別予算額

年度	予算額 (千円)
R2	5,330
R3	14,300
R4	18,000

補助事業の活用実績

年度	面積 (ha)
R2	36
R3	110
R4 (見込み)	120
合計	266

※間伐率20%:15万円/ha

手入れの遅れた山 間伐しませんか？

間伐とは・・・？
木を間引くこと。太陽光が木の根元や地面まで届くことで、木の成長を促します。

お金がかかる
手続きが面倒

森林組合
におまかせ

林業のプロが補助金申請や必要な手続きをサポートします！

林業では本来、木材を販売した収益をもとに間伐の費用をまかなっていくものです。ところが、現在では多くの山で収益が見込めない状態ですので森林所有者による間伐は大きな負担です。そこで、町では森林環境譲与税を活用した間伐に対する補助金を用意しています。補助金を活用することで、間伐費用に対する自己負担は大幅に軽減されます。

森林の機能を維持するためには適期※での間伐が必要です。長期間手入れをしていない人工林があれば、森林組合にご相談してみはいかがでしょうか。

(施業を行うにあたりましては、森林組合員となるための出資金が必要な場合があります。詳しくは各森林組合でご確認ください。)

【お問合せ】

- 金屋町森林組合 (中井原136-2)
TEL:0737-32-2418
- 清水森林組合 (清水401-3)
TEL:0737-25-0254
- 有田川町夜場 林務課
TEL:0737-22-4525

※スギ・ヒノキの平均的な間伐実施時期の間隔は、**10年～15年**です。

<補助金チラシ>

②兵庫県神河町 | 町独自の支援策による森林整備

- 神河町では、**意向調査の結果をもとに、森林組合や林業事業体と協議**を行い、対象森林の整備主体を調整。森林経営計画の作成が可能な森林は、森林組合や林業事業体が森林経営計画の樹立又は既存計画への編入を進める。森林経営計画の作成が難しい場合で、一定程度の集約化が可能な森林は、町が集積計画を定め、経営管理権を設定。
- 集積計画の対象とならない森林については、**町独自の補助事業の活用を促している**。

【補助事業の対象森林】

町内に所在する民有林(公有林等は除く)で、町の調査により**次の各号のいずれかに該当すると認められる区域内の森林**。

- (1)森林研究・整備機構又は兵庫みどり公社の森林面積が1/2以上を占める林班
- (2)森林所有者の同意が得られず、**森林経営計画の面積要件を満たすことができない林班**
- (3)森林経営計画の面積要件を満たすために、**10名以上の町内森林所有者の同意が必要な林班**
- (4)森林経営計画の面積要件を満たすために、**町外の森林所有者、不在地主等の同意が必要な林班**
- (5)現地の状況等により、**森林経営計画の樹立が困難と認められる林班**

【年度予算及び決算状況(単位:千円)】

	予算	決算	内間伐	内作業道	内搬出促進
R1	13,984	13,266	4,716	500	8,050
R2	18,723	18,563	5,446	759	12,358
R3	19,266	19,266	1,906	671	16,689
R4	28,366	—	—	—	—

対象事業	補助要件(一部省略)	補助金額
①植林	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内(上限20万円/ha)
②枝打ち	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内
③間伐	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測) ・切捨て間伐の場合は枝払い及び玉切りを標準とする。	10/10以内
④作業道開設	・開設後2年以内に①～③いずれかの事業を実施すること。 ・受益者2戸以上、通過森林所有者の承諾が得られていること。 ・幅員2.5m以上、開設延長100m以上 ・年間事業量500m以内	1/2以内
⑤作業道補修等	・1年以内に①～③いずれかの事業を実施するために必要な、作業道の改良、維持補修、舗装等の事業 ・受益者2戸以上で、幅員2.0m以上かつ延長100m以上	1/2以内(1申請上限25万円)
⑥境界明確化	・①～④いずれかの事業を実施するために必要な、次の一連の事業 ・事業地及び事業地を含む申請者所有地外周の境界確認、永久杭(4.5cm角プラ杭又は同等品以上)の設置、数値測量(公共座標)による測量図作成 ・ただし、対象となる所有地面積が10haを超える場合には、事業地を含む筆の外周	測量成果面積1haにつき、1/2
⑦搬出促進	・③、造林事業等又は伐採届等に基づく間伐事業の対象であること。	搬出材精算量 ・1,500円/m ³ ・1,200円/t

Q4 集積計画を策定しようとしているが、関係権利者全員からの同意取得が負担になっている。効率的な同意取得の方法はないか？

- 集積計画は、対象森林ごとに、**所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者**(以下「関係権利者」という。)の**全員の同意が必要**(法第4条第5項)。

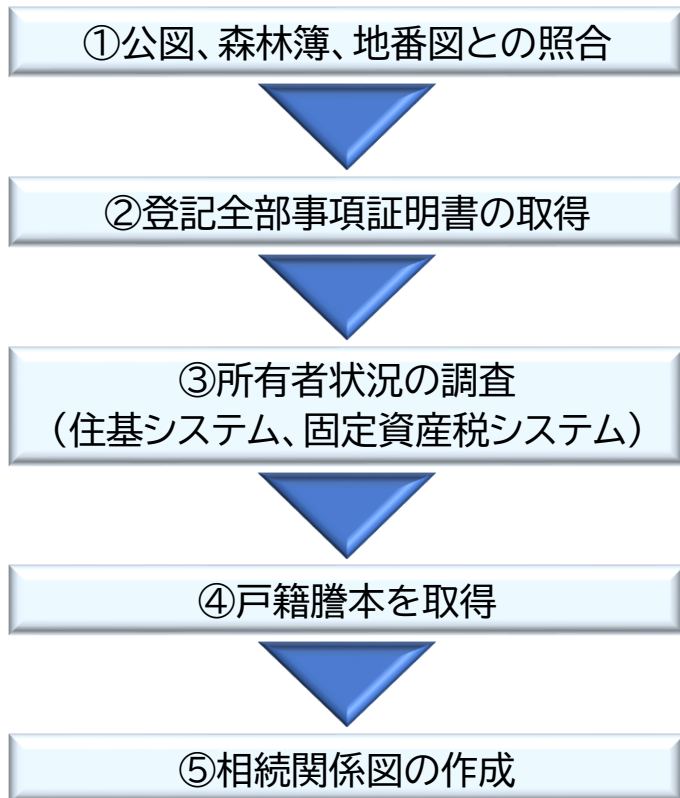
〔森林所有者以外の関係権利者の把握については、森林所有者から得た当該森林の権利関係に係る情報及び登記簿に記載された所有権並びに所有権以外の権利に関する情報の範囲で実施。〕

- 同意取得については、**意向調査を行った森林の場合**は、意向を表明した森林所有者の協力を得つつ、**原則は市町村が関係権利者の同意を得るよう努める**。
- 他方、**森林所有者からの申出のあった森林の場合**は、申出をした**森林所有者に**関係権利者の同意を得てもらうことも**可能**(その場合は、森林所有者が関係権利者の同意を取りつけ)。
- 具体的な同意の取得方法としては、
 - ①**市町村が所有者(相続人等)を戸籍・住民票等により把握・特定し、個別に同意取得を行うパターン、**
 - ②**現況所有者から相続人の情報を提供してもらい、提供された情報を基に、市町村が個別に同意取得を行うパターン、**
 - ③**現況所有者に、関係権利者全員の同意を取得してもらう(もしくは、代表者に委任してもらう)パターン**などが考えられる。
- このうち、①と②の方法の違いについては、所有権を有する者の情報を市町村自らが登記簿情報をもとに確定させるか、林地台帳や所有者かの聞き取りをもとに確定させるかの違いであり、①でないといけないということはない。

①栃木県鹿沼市 | 市が行う相続人調査により森林所有者を確定

- 鹿沼市では、住民の高齢化率が高い地区や収益が見込まれない森林から取組を着手。意向調査票を送付する前に、市が戸籍・住民票等により所有者探索を実施するとともに、相続状況を整理。集積計画や境界同意のために相続関係図を作成し、相続人の今後の手続きに対応できるよう準備。
- 集積計画案の作成や同意取得については、現地調査等と合わせて、鹿沼市森林環境整備協議会に業務委託。関係権利者全員の同意取得が可能な場合にのみ、集積計画を策定することとし、市が実施した所有者探索等の結果を受けて、協議会が同意を取得。

～所有者特定における事務の流れ～



- 鹿沼市では、森林所有者情報として、林地台帳、登記簿、戸籍、住民票、固定資産課税台帳等の情報を活用。
- 意向調査を実施する前に、市が相続人調査を実施(左図のとおり)し、現に所有していると思われる者をリスト化。
- 庁内の別の課が所管する住基システム、固定資産税システムの端末を林政課に設置したことによって、逐一、担当課に照会をかけずとも、直接相続人の有無等を確認することが可能となった。
- 相続人調査の結果は、集積計画や境界等の同意取得の際に活用するため、相続関係図を作成。相続人の今後の手続きに対応できるよう準備。
- 市が事前に作成した相続関係図等を基に、集積計画の同意取得を鹿沼市森林環境整備協議会が実施(原則、個別訪問等により対応)。

※ 所有者の事前探索に約3～4か月を要する。

まとめ

- ✓ 市町村によって、森林整備の方法や制度に係る取組方法はさまざま。管内の森林の目指すべき姿(ビジョン等)を描いて、その達成に向けて取組を進めていただくようお願いしたい。
- ✓ 制度の取組を進めるにあたっては、事務の簡素化や効率化を図るため、全国の優良事例を積極的に取り入れていただきながら、各地域の創意工夫により、柔軟な対応をお願いしたい。
⇒取組方法に疑問や悩みがあれば、都道府県や森林集積推進室までご相談願いたい。
- ✓ また、今回紹介した内容に限らず、(集積計画によらない)他の仕組みによる森林整備手法も視野に入れながら、地域に適した方法で、取組を進めていただきたい。